



過去の新着情報一覧

この目次参照上のご注意:

* 「」は、「本日の新着情報」以外で掲載しているコーナーを略語で表しています。

(「緊」緊急情報、「重」重要なお知らせ、「行」行政分野ごとの情報、「記」大臣記者会見等、「報」報道発表資料、「審」審議会・研究会等、「統」統計調査結果、「白」白書、年次報告書等、「予」予算および決算、税制の概要、「評」政策評価、独法評価、「会」行事・会議等の予定、「広」広報・出版、「資」資格・試験案内、「組」大臣等・組織・制度概要、「法」所管の法令、告示・通達等、「国」国会提出法案、「所」所管の法人、「採」採用情報、「申」電子申請(申請・届出等の手続案内)、「適」法令適用事前確認手続、「調」調達情報、「パ」パブリックコメント、「意」ご意見募集、「情」情報公開・個人情報保護、「公」公益通報者保護、「電」電子政府の推進、「ト」トピックス、「フ」フォトレポート、「レ」今週の政策レポート、「Q」よくあるご質問、「動」厚生労働省動画チャンネル(YouTube))

2009年10月6日(火)掲載

- [行、報] 輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産チュウゴクモクスガニ及びその加工品)
- [審] 平成21年度第11回診療報酬調査専門組織・DPC評価分科会資料
- [審] 第5回ハンセン病資料館等運営企画検討会の開催について
- [審] 平成21年度第1回仕事と生活の調和推進委員会資料
- [審] 第4回新人看護職員研修に関する検討会議事録
- [審] 平成21年度第8回診療報酬調査専門組織・DPC評価分科会議事録
- [ト、行] 平成21年10月1日より、出産育児一時金の支給額と支払方法が変わります。
- [フ] フォトレポート(ハローワーク渋谷を視察する細川厚生労働副大臣及び山井厚生労働大臣政務官)
- [報] 平成21年度社会福祉施設等施設整備費の内示について
- [統] 「人口動態統計月報(概数)」平成21年5月分
- [審、行] 第1回臓器移植に係る普及啓発に関する作業班開催について
- [ト] 労働基準法が改正されます(平成22年4月1日施行)
- [審] 平成21年度第1回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会 毒物劇物調査会の開催について
- [審] 第4回傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会作業部会資料
- [行] 地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)、地域雇用創造実現事業及び雇用創造先導的創業等奨励金の実施地域の募集について～平成21年度第3次募集～
- [行] 新型インフルエンザに関する報道発表資料

2009年10月5日(月)掲載

- [報、行] パッケージ事業・ふるさと基金事業シンポジウムの開催について「地域の活性化と雇用の創出に向けて～ふるさと知恵を雇用につなげる～」

- [行] キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)対象キャリア・コンサルタント能力評価試験について(平成21年10月1日指定更新)
- [統] 統計ニーズに係るアンケートへの協力依頼について
- [行] 個別延長給付に係る厚生労働大臣の指定する地域(平成21年雇用保険制度改正関連資料)

2009年9月30日(水)掲載

- [審] 第3回社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会資料
- [報] 厚生労働省公共サービス見直し案について
- [統、報] 病院報告(平成21年5月分概数)
- [審] 日本年金機構職員採用審査会(第11回)の開催について
- [報、行] 平成20年度技能検定試験実施状況について -受検申請者は前年度比11%増の約67万人-
- [行] 中国残留日本人孤児 公開名簿(平成21年度)
- [行] 食品に関するリスクコミュニケーションー食品工場へ行こう！(施設見学を含む)ーの開催結果について(8月26日・静岡県島田市)
- [審] 第5回新人看護職員研修に関する検討会資料
- [報] 戦没者慰霊事業のお知らせ
- [報、行] 平成21年度臓器移植普及推進月間について
- [報] 型式検定を受けていない防じんマスクの流通について
- [統] 委託による統計の作成等及び匿名データの作成・提供に係る年度計画(平成21年度)
- [審] 第10回労働政策審議会勤労者生活分科会資料
- [レ] 政策レポート(社会保障の給付と負担の現状と国際比較)
- [行] 医療事故情報収集等事業第18回報告書の公表について
- [行] 指導歯科医講習会等の開催情報
- [記] 平成21年9月29日付大臣会見概要
- [ト] おしゃれ用カラーコンタクトレンズについて
- [重] フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について
- [行] 高濃度にジアシルグリセロール(DAG)を含む食用油等に関するQ&A
- [行] 新型インフルエンザに関する報道発表資料
- [統、報] 毎月勤労統計調査ー平成21年8月分結果速報
- [統] 毎月勤労統計調査[地方調査]ー平成21年2月分結果概要
- [統、ト] 「平成21年社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」にご協力ください

2009年9月29日(火)掲載

- [報、ト] 次世代法に基づく認定企業717社(平成21年6月末現在)
- [報] 出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度の実施について

高濃度にジアシルグリセロール(DAG) を含む食用油等に関するQ&A

Q1. 厚生労働省が花王(株)のエコナ等を特定保健用食品として許可していますが、許可の経緯を教えてください。

特定保健用食品とは、食品の持つ特定の保健の用途を表示することが認められた食品で、特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

花王「健康エコナクッキングオイル」は、身体に脂肪がつきにくくなる働きが認められている油脂成分の一種であるジアシルグリセロール※を高濃度に含む食用油脂であり、特定保健用食品として許可されました。

その後、平成15年に、エコナヨネーズタイプの製品についても特定保健用食品としての許可申請が行われた際には、薬事・食品衛生審議会における審議に加え、食品安全基本法に基づき食品安全委員会に対しても食品健康影響評価を依頼し、「薬事・食品衛生審議会において行われた、特定保健用食品としての安全性の審査の結果は、当委員会として妥当と考える。」との評価を得て、許可されました。

なお、特定保健用食品の表示の許可に関する業務は、平成21年9月1日、消費者庁発足をを受け、厚生労働省から消費者庁に移管されました。

※一般の食用油はグリセリンに3本の脂肪酸がエステル結合したトリアシルグリセロールが主成分です。一方、グリセリンに2本の脂肪酸が結合したものをジアシルグリセロールと呼びます。トリアシルグリセロールは体内に吸収後、血中中性脂肪として全身に回り、利用されなかった中性脂肪は体脂肪として蓄積されます。一方ジアシルグリセロールは構造が異なることから吸収後に血中中性脂肪が上昇しにくいとされています。なお、ジアシルグリセロールは、一般の食用油にも、数%程度含まれています。

Q2. なぜ、花王は、エコナ関連製品を一時販売自粛したのですか？

花王「健康エコナクッキングオイル」に、グリンドール脂肪酸エステルという不純物が高濃度に含まれることが判明したことへの対応です。グリンドール脂肪酸エステルは、主に油脂の製造工程(脱臭過程)において副成されます。一般の食用油中にもわずかに含まれていますが、花王エコナ関連製品には、特に高濃度に含まれていることがわかりました。

グリンドール脂肪酸エステルの毒性や体内における消化、吸収等については、まだ明らかにされておらず、その健康影響について結論は出ていませんが、花王は、消費者の不安に配慮し、製品中のグリンドール脂肪酸エステルの低減が図られるまで、一時販売を自粛することとした、と発表しています。

参照：http://www.kao.com/jp/corp_news/2009/20090916_002.html

Q3. グリンドール脂肪酸エステルとは何ですか？グリンドール脂肪酸エステルは発がん物質なのですか？

グリンドール脂肪酸エステルは、グリンドールに一本の脂肪酸がエステル結合したものです。

グリンドール脂肪酸エステル自体の毒性については明らかになっていませんが、体内で消化・分解されてグリンドールになる可能性が指摘されています。グリンドールは国際癌研究機関(IARC) ※によって「人に対し発がんの危険性あり」(グループ2A)と分類され

ていることから、グリシドール脂肪酸エステルが発がん性について評価が必要になっています。

グリシドール脂肪酸エステルについて、体内でどのように消化・吸収・分解・排泄されるかといったことははっきり分かっていませんので、グリシドールに変化するのか、どのくらい変化するのかについて、グリシドール脂肪酸エステルの消化・吸収等を解明するための試験を早急に行うよう花王(株)に指示したところです。

※WHOの組織の一つで、物質、混合物、環境による人への発ガンリスクをランク付けしています。発ガンリスク分類は、グループ1:発がん性がある、グループ2A:おそらく発がん性がある、グループ2B:発がん性があるかもしれない、グループ3:発がん性を分類できない、グループ4:おそらく発がん性はない、の5種類に分類されています。

Q4. ジアシルグリセロールには発がん促進作用があると聞きましたが本当ですか？

平成15年に新たに特定保健用食品として申請された、エコナマヨネーズタイプの薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会における審査において、「発がん性を示す所見は認められず、発がん促進作用※を引き起こすとの報告もない」として特定保健用食品として認めることは差し支えないと判断されましたが、「念のために、発がん促進作用を観察するため、より感度の高い試験を行う」とこととされました。

この時、厚生労働省は、食品安全基本法に基づき食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼し、その結果、「薬事・食品衛生審議会において行われた、特定保健用食品としての安全性の審査の結果は、当委員会として妥当と考える」「ジアシルグリセロールに係る試験については、結果がわかり次第、食品安全委員会にも報告されたい」との評価を得て、特定保健用食品としての表示の許可を行いました。

これを受け、ジアシルグリセロールの発がん促進作用については、様々な条件で試験が実施され、これらの試験結果を食品安全委員会へ報告し、現在、食品安全委員会において、食品健康影響評価が行われているところです。

※「発がん促進作用」とは、それ自身が発がんを引き起こすものではなく、他の発がん物質による発がん作用を促進する作用をいいます。

食品安全委員会での最新の審議内容については、下記HPを御参照ください。

<http://www.fsc.go.jp/senmon/sinkaihatu/index.html>

Q5. なぜ、厚生労働省は、もっと早くに、花王エコナ関連製品の販売禁止等の措置をとらなかったのですか？

食品の安全性確保のためには、国民の健康保護を最優先に、科学的なデータを踏まえつつ、関係機関が十分に連携しながら対応していく必要があります。

花王エコナ関連製品についても、科学的なデータに基づく対応が必要であり、厚生労働省においては、これまでも、食品安全委員会や薬事・食品衛生審議会の審議を踏まえながら、必要な安全性試験の実施や、花王(株)に対する指導を実施してきました。

その中で、本年7月、製品中に不純物としてグリシドール脂肪酸エステルが高濃度に含まれることが判明したことを受け、その旨を直ちに食品安全委員会に報告するとともに、花王(株)に対し速やかにその低減を図るよう指導してきました。

また、食品安全委員会からは本年9月、グリシドール脂肪酸エステルに関する追加資料の提出の要請があったことから、現在、花王(株)に対し対応を指示したところです。

今後、食品安全委員会において、不純物としてのグリシドール脂肪酸エステルの評価も含めて、食品健康影響評価が速やかに実施されるよう、厚生労働省としても、補足試験データの提出等、適切な対応をとっていきます。

Q6. これまで、花王エコナ関連製品を食べてきましたが、健康上問題はないのでしょうか？

現在、食品安全委員会において、食品健康影響評価が行われているところであり、まだ結論は出ていません。特にグリシドール脂肪酸エステルについては、その毒性や体内における消化・吸収等のデータが不足しており、今後、試験実施等により、知見の収集が行われることになっています。

なお、花王が行った標準的な試験の範囲では、エコナ関連製品について発がん性は認められていませんが、今後、健康影響に関する情報が得られれば、適宜情報提供していきます。

Q7. 海外では、どのような対応がなされているのですか？

「高濃度ジアシルグリセロールを含む食品」は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどで各国の審査制度のもとで安全性の評価を受け、認められています。

グリンドール脂肪酸エステルについては、海外においてもリスク評価が進められていますが、現時点でこれらの食品について販売禁止等の措置は取られていません。
